平成２６年（フ）第５７５号
大阪市東淀川区南江口１丁目５番２―703号
債務者　藤原　和彦
1　決定年月日時　平成26年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５７６号
大阪市東淀川区南江口１丁目５番２―703号
債務者　藤原　恭子
1　決定年月日時　平成26年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第６２８号
大阪市鶴見区今津北４丁目９番27―702号、前住所大阪市鶴見区今津中２丁目５番２―905号
債務者　深津可枝子
1　決定年月日時　平成26年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第６５７号
大阪市西成区花園北１丁目１番10―416号、前住所大阪市西成区花園北１丁目１番10―404号
債務者　福田　保彦
1　決定年月日時　平成26年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２６１号
兵庫県明石市魚住町清水2055番地の４
債務者　碓永　和江
1　決定年月日時　平成26年２月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月24日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２５年（フ）第１８９１号
名古屋市中川区牛立町１丁目31番地　ウィンコート牛立Ｓ館１号
債務者　齋藤エツ子
1　決定年月日時　平成26年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第５８号
神戸市兵庫区中道通１丁目２番９号　湊川サンシャイン301、従前の住所神戸市兵庫区西多聞通１丁目３番31―305号
債務者　印刷ショップ　ナガシロこと　波田　重信
1　決定年月日時　平成26年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１５号
青森市大字久栗坂字浜田1037番地２　オリーブ２―４
債務者　下山　　滋
1　決定年月日時　平成26年２月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月１日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第５号
青森県五所川原市字中平井町22番地
債務者　針生サツヱ
1　決定年月日時　平成26年２月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月１日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２６年（フ）第８号
青森県弘前市大字松森町48番地　パレス金澤Ｂ―105号
債務者　小川　彩花
1　決定年月日時　平成26年２月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月１日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２６年（フ）第１７号
青森県弘前市大字在府町32番地　工藤住宅３号
債務者　有馬　秀子
1　決定年月日時　平成26年２月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月１日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２５年（フ）第４４９号
和歌山市市小路98番地の１　コーポ池尾303号
債務者　田伏　　豊
1　決定年月日時　平成26年２月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第４５３号
和歌山県岩出市川尻217番地の１　Ａ―202号
債務者　吉川　順子（旧姓野田）
1　決定年月日時　平成26年２月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第１４号
和歌山市今福５丁目５番66号　サンシティ今福203
債務者　山下　賢輔
1　決定年月日時　平成26年２月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第２１号
和歌山市直川2537番地の２　加茂マンション208
債務者　西岡　加代
1　決定年月日時　平成26年２月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第１０８号
山口県下松市大字笠戸島78番地、前住所山口県下関市秋根南町２丁目３番28号
債務者　豊後　善彦
1　決定年月日時　平成26年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月８日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２６年（フ）第１０号
山口県防府市大字新田930番地６
債務者　森高麻衣子
1　決定年月日時　平成26年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月９日まで
山口地方裁判所民事部破産係